



整骨院(接骨院)の正しい受診方法をご存知ですか？



柔道整復師
(整骨院・接骨院)の
施術費が

健康保険の
対象となるのは…

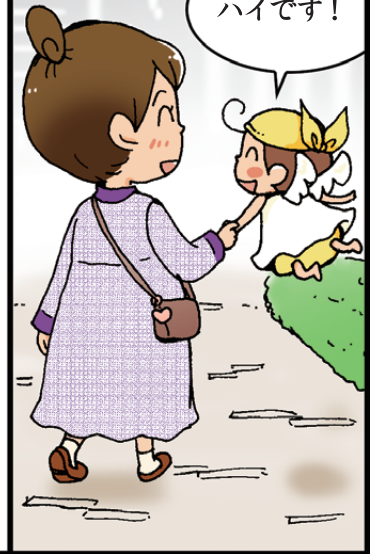
- 外傷性の打撲 ■ 捻挫
- 挫傷(肉離れなど) ■ 骨折 ■ 脱臼



そうなんだ

だから
日常生活で突き指を
しちゃった私は
健康保険の対象
だったってわけね

ハイです!



「健康保険が使える」と
説明を受けて治療を受けても
上記に該当していないと
治療費の全額を
負担しなければいけない
場合もあるので
要注意です!



けんぽナビちゃんの

ここがポイント!



柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術費は、
健康保険の対象となるもの、ならないものがあります!

対象となるもの	急性などの外傷性の打撲／捻挫／挫傷(肉離れなど)／骨折／脱臼
対象とならないもの	肩こり／筋肉疲労／慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用／病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)／脳疾患後遺症などの慢性病／過去の交通事故などによる後遺症／症状の改善の見られない長期の治療／医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)／工作中や通勤途上におきた負傷

注意事項 ① 負傷の原因を正しく伝えましょう。② 療養費支給申請書の内容を確認し、必ず自分で記入・捺印しましょう。③ 領収証は必ず受け取りましょう。④ 治療が長引く場合には、一度医師の診断を受けましょう。⑤ 「ついでに他の部分も」「家族に付き添ったついでに」の受診は支給対象外です。

詳しくは、協会けんぽのwebサイトをご覧ください。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>



お問い合わせ・ご相談は

059-225-3314

受付時間 8:30～17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)



全国健康保険協会 三重支部
協会けんぽ

〒514-1195 津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル